

官民連携アドバイザー支援業務企画提案評価基準書

官民連携アドバイザー支援業務における契約先候補者を選定するための企画提案評価基準については、次のとおりとする。

1 資格審査

- (1) 「官民連携アドバイザー支援業務委託契約先候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の各委員が、「官民連携アドバイザー支援業務企画提案募集要項」（以下、「募集要項」という。）の「5 参加資格」に定義された要求要件（以下、「参加資格」という。）を満たしているか否かを審査する。
- (2) 選定委員会の各委員が、プレゼンテーション審査について、要求要件を満たしているか否かを含め、総合的に審査する。

2 第一次審査（書類審査）

- (1) 企画提案競技の参加者のうち、参加資格を満たしていない者については不合格とする。
- (2) 参加資格を満たしている者が3者以下の場合は、すべての企画提案競技の参加者を第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。
- (3) 参加資格を満たしている者が4者以上ある場合については、選定委員会の各委員が、提出された企画提案書について、「官民連携アドバイザー支援業務評価一覧項目」（以下、「評価項目」という。）において定義された以下の提案依頼事項を審査する。審査方法については「3(3)評価方法」に準拠して行うものとし、企画提案競技の参加者ごとの得点を算出する。
 - ・ 基本事項（評価項目一覧1（1）及び（2））
 - ・ 業務の実施体制など（評価項目一覧2（1））
- (4) 選定委員会の各委員による審査結果に基づき、得点の合計の高い3者を、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できるものとして選定する。

3 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 評価項目

- ア 評価項目において定義されたすべての提案依頼事項を審査対象とし、募集要項及び仕様書に定義された要求要件を満たしているか否かを審査する。
- イ 提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する
- ウ 根拠、実施方法等が明瞭に記載されているかについて審査する。

(2) 評価基準

- ア 評価項目において定義された提案依頼事項に基づく提案内容を審査する
- イ 見積価格が著しく低額であると認められる者は、別途、当該企画提案競技の参加者に対し、見積額の算出方法等について、説明及び提出資料を求めるものとする。

(3) 評価方法

- ア 各委員が上記「(2) 評価基準」の評価に応じて、「4 採点基準」により採点する。
- イ アの採点結果に対応する割合を配点に乘じ、得た数（小数点以下を切り捨て）を得点とする。
- ウ イで算出した委員ごとの合計得点を総合計し、2 者以上の参加者があった場合は得点の高い者を選定する。ただし、参加者が1 者の場合は、総合計得点が著しく低い場合を除き、参加者を選定する。
- エ 仕様書及び評価項目一覧に記載されていない項目や、提案内容については評価の対象としない。また、仕様書及び評価項目一覧に記載されている要件、提案内容であっても、本支援業務の必要性・重要性に照らし、必要の範囲を超えるなど、評価する意味がないと判断した場合、評価の対象としないことがある。

4 採点基準

(1) 項目「1 基本事項（3）費用見積」以外の項目

採点区分	採点基準	採点	割合
極めて優れている	すべての評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が1つ以上含まれている。	5	100%
優れている	ほとんどの評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が1つ以上含まれている。	4	70%
普通	上記2区分には該当しないが、評価基準に照らして優れた提案を有している。	3	40%
劣っている	上記3区分及び下記区分に該当しないもの。	2	10%
極めて劣っている（不合格）	評価基準で求めている提案が含まれていない。	1	0%

(2) 項目「1 基本事項(3) 費用見積」

採点区分	採点基準	採点	割合
極めて優れている	見積の項目が明確かつ内容の妥当性が極めて高い。	5	100%
優れている	見積の項目が明確かつ内容の妥当性が高い。	4	70%
普通	上記2区分及び下記2区分に該当しないもの。	3	40%
劣っている	見積の項目が不明確又は内容が妥当でない。	2	10%
極めて劣っている(不合格)	見積の項目が不明確かつ内容が妥当でない。	1	0%